

競争参加者の資格に関する公示

舞鶴（８）庁舎新設等機械工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和８年５月13日

近畿中部防衛局長 丸山 幹夫

- 1 工事名 舞鶴（８）庁舎新設等機械工事
- 2 工事場所 京都府舞鶴市
- 3 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。詳細については別冊図面及び仕様書のとおり。

【舞鶴地区】

ア 庁舎新設

- (ア) 構造：鉄筋コンクリート造 地下２階・地上３階建
- (イ) 規模：延べ面積 約9,800㎡
- (ウ) 庁舎新設に伴う機械設備工事 一式

【大波地区】

ア 車庫新設

- (ア) 構造：鉄筋コンクリート造 平屋建
- (イ) 規模：延べ面積 約100㎡
- (ウ) 車庫新設に伴う機械設備工事 一式
- (エ) 標準図等活用発注方式（B－３方式）

【舞鶴航空基地地区】

ア 庁舎改修

- (ア) 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 ３階建
- (イ) 規模：延べ面積 約2,500㎡
- (ウ) 空調設備更新に伴う機械設備工事 一式
- (エ) 標準図等活用発注方式（B－３方式）

イ 隊舎改修

- (ア) 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 ６階建
- (イ) 規模：延べ面積 約5,400㎡

- (㊦) 空調設備更新に伴う機械設備工事 一式
- (㊧) 標準図等活用発注方式（B－3方式）

4 工期 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで

ただし、大波地区は令和9年11月30日まで、舞鶴航空基地地区は令和10年2月29日まで

5 競争参加資格申請書の交付

- (1) 交付期間 別表①のとおり。
- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67

近畿中部防衛局総務部契約課 電話 06-6945-5741

電子メールアドレス keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

- (1) 提出期間 別表②のとおり。
- (2) 提出場所 上記5(2)に同じ。
- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し。

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和8年5月13日付支出負担行為担当官近畿中部防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第2-1）と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、別表②以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3者の組合せとする。

ア 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「管工事」で級別の格付けを受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値が870点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施(事)第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成23年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもののうち、新設又は改修の機械設備工事。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもののうち、新設又は改修の機械設備工事。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

なお、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事又は通信工事のうち複数の職種の工事を一括で発注された工事(以下「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、新設又は改修の機械設備工事。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、新設又は改修の機械設備工事。

なお、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

イ 建設業法の管工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の(ア)から(ウ)の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(ア) 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を保有する者」とは、次の者をいう。

・技術士で次に掲げるいずれかの部門

「機械部門」(流体工学、熱工学のいずれか。)、 「上下水道部門」、 「衛生工学部門」、 「総合技術監理部門」(「機械部門」(流体工学、熱工学のいずれか。)、 「上下水道部門」又は「衛生工学部門」)。

なお、「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の部門、選択科目にあつては現部門及び現選択科目に対応するもの。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(イ) 平成23年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること。

① 元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、新設又は改修の機械設備工事。(現場施工期間(求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。)の1/2以上の期間の経験を有していること。)

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、新

設又は改修の機械設備工事。(現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること。)

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、管工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者にあつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同企業体の名称は、「舞鶴(8)庁舎新設等機械工事 ○○○○建設・○○○○建設 建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告(建設工事)」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

【舞鶴（8）庁舎新設等機械工事 競争参加者の資格に関する公示 日程表】

別表

①	競争参加資格申請書の交付期間	令和8年5月13日から 令和8年7月28日までの 午前9時から午後6時まで (行政機関の休日を除く)
②	申請書の提出期間	令和8年5月13日から 令和8年6月12日までの 午前9時から午後6時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)

(紙入札方式の場合は、各期間の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)。ただし最終日は正午まで。)

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。)